

三 監 第 36 号
令和6年7月30日

請求人 様

三条市監査委員 長 橋 昇

三条市監査委員 梶 澤 綾 子

三条市監査委員 山 田 富 義

住民監査請求について（通知）

令和6年6月27日に提出された住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、次の理由により、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、同条に定める監査は実施しないこととしたので通知します。

記

本件請求において、請求人は、令和元年度において三条市と株式会社ワンテーブル（以下「受託会社」という。）との間で締結した中国本土向けヘルスツーリズム等業務委託契約（以下「委託契約」という。）に関し、三条市が三条市職員の重過失により損害を被ったことを原因とした損害賠償請求権を有するにもかかわらず、これを行使しないことが法第242条第1項に規定する財産の管理を怠る事実該当すると主張し、必要な措置を講ずることを求めている。

本件の主張は、財産の管理を怠る事実として構成されているものの、当該主張の前提とな

る損害賠償請求権が確定しておらず、これを監査するためには当該損害賠償請求権の原因となる公金の支出、契約の締結等について検討しなければならないが、係る財務会計上の行為は委託契約の業務完了日である令和2年3月31日までに全て終了しており、法第242条第2項に規定する請求期間を経過している。

このように、財務会計上の行為が違法、無効であることに基づいて発生する実体法上の請求権の不行使を怠る事実として構成することにより法第242条第2項に規定する請求期間の制限を受けずに当該行為の違法是正等の措置を請求し得るものとすれば、法が同項の規定により監査請求に期間制限を設けた趣旨が没却されるものといわざるを得ない（昭和62年2月20日最高裁判決同旨）。

よって、本件請求については、法第242条第2項に規定する期間制限を受けるとするのが相当であり、当該期間を経過していることから同条に規定する住民監査請求として不適法である。